

令和4年第4回

駒ヶ根市農業委員会

総会議録

令和4年4月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堀澤 務	12番 宮下 修	19番 氷賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(2名)

13番 木下 豊 24番 小原 正隆

○ 事務局職員出席者

事務局長 野村 隆二
主査 出口 大悟
主査 小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第5条の規定による競売農地の買受適格証明願について
議案第20号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
議案第21号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
議案第22号 農用地利用集積計画の策定について（売買）

報告事項

農地法第4条1項第9号の規定による転用通知について

報告事項

農地法第5条1項第8号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 6番 (田村)

議事録署名人 7番 (森)

開会 令和4年4月25日 午後3時00分
局長 (野村 隆二君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
定刻となりましたので、ただいまから令和4年第4回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。
まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
前回の総会で、いろいろと決まらないまま無理矢理やってくださいと言った、見回りなどの活動を記録していただくようお願いしましたが、やってみていかがでしたでしょうか。私も10回というのを頭に入れながらやってみて、最初は10回にするための活動だなと思っていたが、活動記録をもう一度整理して見直してみると、やることには意味があるのかなと感じをうけました。このことについては、今、農地部員会のほうで目標等を決めておりますので、徐々に目に見えるような形にしていきたいと思っております。ですが、まだ5月につきましても申し訳ありませんが、雲をつかむような中での10回を目標とした活動をお願いしたいと思います。それにくわえまして、世の中だいぶ暑くなつてまいりまして、例年でしたら連休に入つてから草刈りをすればいいかなというところ、あちこちで草刈りが始まつて忙しい時期になってまいりました。そんな中お集まりいただきまして重要な審議をしていただくことになりますけれど、今日もよろしくお願ひいたします。

局長 (野村 隆二君)
続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、22番 大沼昌弘委員、よろしくお願ひいたします。

22番 (大沼 昌弘君)
皆さん、こんにちは。
私は、当年で80歳となります。たくさんの委員の中でこんな老いぼれが出る幕ではないと、そんな風に思つてます。今回限りで終わりたいなと思っております。私は朝4時30分には起床して圃場の見回りをし、今日の仕事の内容を書き込んで若い皆さんに伝えております。こういう活動が身についてこないと、法人たる会社の、そしてそれに伴う我々の命が繋がつていかないと思います。今日も一人亡くなりました。一週間前にも一人亡くなりました。80になるにしたがつてだんだん増えていく。こういうことがあるということです。我々が小学校に入学したのは東伊那小学校。その時にそこには防空壕があつた。B29が通つたときには、私は小さかったが穴も小さくて首を少し引っ込めて入つた。すぐに解除の知らせが鳴り出つた。今の小学校の下には防空壕が

ちゃんとある。そんなことを思い出しながら、無駄な話ですがしっかりと心に秘めてまだ頑張っております。

よろしくお願ひします。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

[駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読] (一同起立)

[駒ヶ根市農業委員会憲章唱和] (一同着席)

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議事に入りたいと思います。

これより令和4年3月1日付、告示第3号をもって招集した令和4年第3回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

13番 木下豊委員、24番 小原正隆委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において6番田村晴男委員、7番 森武雄委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更-1で示した場所になります。

町2区第6、[REDACTED]の東1筆128m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、物置用地。

変更理由でございますが、当初計画は、物置用地として使用する予定であったが、住宅の建て替えの必要性が出てきたため断念した。承継計画は、住宅の立て直しに際し、既存の宅地内で建物が収まらないため、住宅用地として転用

したいというものでございます。

図面の内、斜線部分は現在すでに宅地でありこちらと今回の申請地をあわせた一体的な計画となっております。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 2 ページ右側を御覧ください。

計画変更-2 で示した場所になります。

町 4 区第 5、[REDACTED] の東 3 管計 1,216 m²になります。

1 ページにお戻りください。

当初計画でございますが、建売住宅が 3 棟。

変更理由でございますが、当初計画は、建売住宅を 3 棟建築する計画であつたが、ウッドショック及びウクライナ戦争の影響により、建築資材の価格が急激に高騰したことにより、当初の計画の遂行が不可能となり計画を断念した。承継計画は、承継者が自社製品で建売住宅事業の対応が可能であることから、建売住宅用地として転用したいというものです。

以上 2 件につきまして、ご審議のほどをお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

11番 (代田 和美君)

それでは 1 番の説明をさせていただきます。

この地目は田になっているが、現状は庭というか畠として使用している。現在家が南北に建っているが、建て替えで東西にするためにこの農地にかかるということで変更ということなので、問題ないということで判断させていただきました。

以上です。

3 番 (堀 敏君)

2 番です。

変更事由にあるように、ウッドショック及びウクライナ戦争の影響により、建築資材の価格が急激に高騰したことにより、[REDACTED] さんでは対応できないということになり、[REDACTED] さんが後を引き継ぐということでございます。[REDACTED] さんはどんな会社かとインターネットで調べてみると、大きな会社で東証一部上場会社、大手住宅メーカー。従業員が 1,000 人以上。売上高 577 億円、事業所は全国に関東を中心に 90 店という会社です。特に問題はないと思います。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第15号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第15号 農地法第5条の規定による
許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いた
しました。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは議案書3ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていた
だきます。

合計2件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては4ページ左側を御覧くださ
い。

3-1で表示した場所になります。
下平区第5、[REDACTED]の西3筆計5,739m²になります。
3ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は経営規模を拡大するため、当地を取得したい、
譲渡人は譲受人の要請に応じというものでございます。
許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。
続きまして2件目でございますが、場所につきましては4ページ右側を御覧
ください。

3-2で表示した場所になります。
東伊那区栗林、[REDACTED]の東2筆計760m²になります。
3ページにお戻りください。
契約内容でございますが、贈与。
理由でございますが、譲受人は経営規模を拡大するため当地を取得したい、
譲渡人は、経営規模の縮小を検討しており譲受人の要請に応じるというもので

ございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上2件につきましてご審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、地元委員の補足説明をお願いします。

12番 (宮下 修君)

1番ですが、■さんという方はこの委員会でも何度か名前が出てきていますが、新規就農ということで宅地、住宅、農地を借りて耕作をしております。現在地図に■さんとありますが、ここが■さんの暮らして居る場所になります。その周りの農地を買って新規就農ということで、アスパラやネギ等で農業をしていくということで両者の話ができるので問題はないと思います。

以上です。

18番 (滝沢 久美子君)

2番の案件ですけれども、こちらは離れておりますけれども両方とも■さんの農地が隣にあります。■さんで、後をやる人がいないし、今までも■さんが耕作をしてきている場所なので問題はないと思います。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第16号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書5ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

福岡区の第3、[REDACTED]の南2筆計346m²になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、農業用倉庫。

理由でございますが、申請人は花卉農園を営んでおり、使用する農業機械等の収容、保全のため農業用倉庫を建築したいというものでございます。

図面上では、斜線部分が申請人の現在の耕作地（ビニールハウス）であり、色塗り部分が申請部分となります。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内となっておりますが、農用地利用計画に指定された用途に使用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっており、令和4年3月11日付で農用地利用計画を農用地から農業用施設へ変更し公告済であります。

続きまして2件目でございますが、

場所につきましては6ページの右側を御覧ください。

4-2で表示した場所になります。

中沢区の吉瀬、[REDACTED]の南東2筆計818m²になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、申請人は先代の頃より住宅敷地として使用していたが、息子の住宅新築に伴い、敷地の一部について農地法等の手続きが取られないことが判明したため、手続きを取り引き続き住宅敷地として使用したいというものでございます。

図面上では、斜線部分が申請人の現在の住宅敷地であり、色塗り部分が申請部分となります。

農振法等でございますが、令和4年2月28日農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で不許可の例外として集落接続で見ております。

以上2件につきましてご審議のほどお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、地元委員の補足説明をお願いします。

主査 (出口 大悟君)

1番です。

木下委員さんの意見でございますが、申請地の隣接する農地は[REDACTED]さんの

自己所有地であり周辺への営農には支障がないということあります。また、営農用の農業用倉庫の建設であり問題ないと判断いたします。とのご意見でございました。

以上です。

20番 (菅沼 佳彦君)

2番の案件ですけれども、中沢の[]地区となります。地図を見ていただきますとわかりますが、宅地と畑が隣接しております。20年ほど前から母屋が畑にかかっています。息子の住宅新築に伴い、農地法等の手続きが取られていないことが判明したため手続きを取るというものです。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第17号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書7ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計8件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては9ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割1区馬場北、[]の北1筆2,148m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、グループホーム・看護小規模多機能型居宅介護施設。

理由でございますが、借受人は社会福祉事業を営んでおり地域の需要に応じ

るため、グループホームを建築する必要があることから当地を使用したい。貸付人は高齢のため農業規模の縮小を検討しており借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年2月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として公益性が高いと認められる事業で見ております。

続きまして2番となります、場所につきましては9ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

北割2区白山1、[REDACTED]の北1筆1,622m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅が5棟。

理由でございますが、譲受人は建設業を営んでおり事業拡大を図りたいと考え、建売住宅の建築及び販売のため当地を取得したい。譲渡人は相続した農地であり、自身での耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年11月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管埋設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

続きまして3番となります、場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

町2区の第7、[REDACTED]の南西2筆計1,165m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅が3棟。

理由でございますが、譲受人は建設業を営んでおり新規住宅の需要があると考え、建売住宅の建築及び販売のため当地を取得したい。譲渡人は賃貸住宅を建築する計画で農振除外の手続きをとったが、経済状況の悪化により断念したため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成20年4月15日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管埋設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

続きまして4番となります、場所につきましては10ページ右側を御覧く

ださい。

5-4で表示した場所になります。

上穂町区の第1、[REDACTED]の北1筆396m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが住宅を新築し定住を図るため当地を取得したい。譲渡人は経営規模の縮小を検討しており譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種中高層住居専用地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして5件目でございますが、場所につきましては11ページの左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

町4区第5、[REDACTED]の東3筆計1,216m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅が3棟。

理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでおり申請地周辺は交通の利便性も良く住宅需要も高いことから、建売住宅の建築及び販売のため当地を取得したい。譲渡人は建売住宅を建築予定であったが、ウッドショック及びウクライナ戦争の影響により建築資材の価格が急激に高騰したことにより当初の計画の遂行が不可能となつたため、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年11月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見ております。

続きまして6件目でございますが、場所につきましては11ページの右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

中沢区の吉瀬、[REDACTED]の南東1筆332m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は将来的なことを考慮し実家の隣接地に住宅を新築するため当地を使用したい。貸付人は子である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年2月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見ております。

8ページをお開きください。

続きまして7件目でございますが、場所につきましては12ページの左側を御覧ください。

5-7で表示した場所になります。

中沢区菅沼、[REDACTED]の西1筆330m²になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在祖父の住宅に同居しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから住宅を新築するため当地を取得したい。譲渡人は孫である譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年2月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見ております。

続きまして8番となります、場所につきましては12ページ右側を御覧ください。

5-8で表示した場所になります。

東伊那区の伊那、[REDACTED]の北1筆2,528m²になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅が5棟。

理由でございますが、譲受人は建設業を営んでおり新規住宅の需要があると考え建売住宅の建築及び販売のため当地を取得したい。譲渡人は高齢であり後継者もいないことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年2月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管埋設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]ありということでございます。

以上8件につきましてご審議をお願いいたします。

- 会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、地元委員の補足説明をお願いします。
- 17番 (中島 隆君)
1番ですけど、3月31日に現地確認を行いました。
地図にあるように、この土地は西も東も[]が建っていて、[]に挟まれた土地であるということで問題はないと考えます。
以上です。
- 2番 (塩木 操君)
2番ですが、この地形は三方が道路に囲まれておらず沿線に対する悪影響、日照とかそれらの問題はなさそうです。特に問題はありません。
- 11番 (代田 和美君)
3番です。
この土地はもう長年ずっと荒廃地となっていた土地です。それに家を建てるということなので特に問題ないと思います。
- 15番 (倉田 益式君)
4番です。
現地は駒ヶ根の[]、[]の近くで周囲は住宅に囲まれております。
特に問題はないと思います。
- 3番 (堀 敏君)
5番です。
先ほどの計画変更で申し上げましたとおりの内容で特に問題ないと思います。
- 20番 (菅沼 佳彦君)
6番です。
先ほどありましたように、母屋の隣接地を息子さんの宅地にということで全体的には道路に囲まれていて上が斜面になっているんですけど上の段が梅の木畠ということで問題ないと思います。
- 20番 (菅沼 佳彦君)
7番です。
菅沼の[]になります。こちらはお爺さんが持っている畠を分筆して、
お孫さんの家を建てるということで畠の中の一部です。隣接農地等で排水や日
照等は問題ないと思います。全体にも問題ないと思います。
- 1番 (村上 英登君)
8番です。
昨年7月に駒ヶ根市農政協議会のメンバーと現地を確認しました。当地は地
図を見ていただくとおり優良農地で譲渡人がこんにゃく等、農業に携わってま

いりましたけど、高齢って説明にもあるのですけど、まだ ■歳ですが後継者がいないので今後のことを考えると不安と話していたので、いたしかたがないと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見にはいります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第18号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

異議なしと認めます。よって、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第19号 農地法第5条の規定による競売農地の買受適格証明願についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書13ページをお開きください。

農地法第5条の規定による競売農地の買受適格証明願について御説明をし、御提案とさせていただきます

買受適格証明ですが、農地の競売、公売の入札に農地を取得できない方が参加されることを未然に防ぐため入札に参加する際に必要となるものであり、昨年度3条申請が一度ございましたが、今回は農地法第5条の許可を受けられることを証明するための案件です

場所につきましては14ページをごらんください。

東伊那区、板取集会所の南1筆208m²になります。

13ページにお戻りください。

申請目的でございますが、農業用施設（蜂場）でございます。

理由でございますが、申請人は養蜂業を営んでおり規模を拡大するため競売にかかった土地を取得し蜂場として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内となっておりますが農用地利用計画に指定された用途に使用する場合、農用地区域内でも転用できるというものになっており、入札の結果最高価買受申出人等になった場合、農地転用申請の前に農用地利用計画を農用地から農業用施設へ変更手続きをとる予定でございます。

なお、競売にかけられているのは13ページの地図を見ていただいて西側の

住宅、[]さんという名前がありますが、そこの住宅も含めてとなっております。この農地も含めて全体の面積では 780.69 m²ということになります。

また、今後の事務の流れになりますが、本日農業委員会で異議なしということとありますと、県へ行きまして県が買受の適格者であるという証明書を出します。それを持って競売に参加し落札をすると、今度は農用地利用計画の変更を経て、また通常と同じように 5 条の申請が提出されるという流れになります。その辺の流れのことが 13 ページの備考欄のところに書いてありますので、またご確認をいただきたいと思います。

最後に、補足としまして申請者の養蜂の事業状況等をお伝えさせていただきます。

養蜂の経営規模としましては [] を中心に 30 群を管理されているとの事であり、令和 3 年度の出荷量は 1,100kg、出荷先としましてはアンテナショップをはじめ道の駅・直売所等があげられ、その他にもふるさと納税やインターネット（八八ラボ）による販売等も行っておられるとの事であります。

また、今回の申請に先立ちまして上伊那農業農村支援センターの担当課への届出及び相談、また長野県養蜂協会上伊那支部への事前の協議を依頼しており適切に対応いただいていることを確認しております。

あわせて地元委員さんよりも複数のお願いをお伺いしておりましたが、全て了解しましたとのことでありました。

以上 1 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の説明をお願いします。

16 番 (吉瀬 久司君)

4 月 7 日、白川推進委員と一緒に現地を確認させていただきました。正直なところ色々な問題があると思います。というのも、[] の方ですのでなかなか管理が大変じゃないか、と非常に懸念されます。相手は生き物ですのでその管理についても厳しいのではと白川委員と話をしました。養蜂をするにあたっては近くに住宅もありますので住民への事前の説明をきっちりしてもらうよう申し伝えてあります。年間を通した農地の管理も [] なのでそのところも危惧されますので念をおして確認してあります。それから白川委員の家も養蜂をなさっていて詳しいので相談したところ、いろんな意味で難しい部分があるのかなという話がでたなかで、万が一事業が難しくなった場合は地元農業委員と相談して以後の方向を決めるといふことも確認させていただきました。以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見にはいります。

質問、御意見ございませんか。

12番 (宮下 修君)

今、吉瀬さんのほうからもありましたけど大変管理が難しいということで、地元で誰かが管理を受けるとか、あと東伊那の関係は果樹とか多いんですけど、養蜂の場合は農薬に弱いということもありますけど、その場所としてはどんな感じでいられるのでしょうか。

16番 (吉瀬 久司君)

まず、農薬のほうですけどこの地区には果樹園はほとんどなく大丈夫かなあと思います。地元の人を使ってうんぬんってことはなかったのですけど、一ヶ月に一回くらいは顔をだすような話でした。今回の面積はそんなに多くないのでもんとかできるかなと思っているのですけど・・・やっていただければね。ただこここの場をリタイアされたあとのが危惧されます。

主査 (出口 大悟君)

補足の説明でございますが、地元委員さんからの意見を受けまして、改めて事業者の方に年間を通した管理をどうされるか確認しましたら、週に1回はこれられるということで、今回の長野県以外にも [REDACTED] 以外で既に養蜂をやっておられるようで同様に [REDACTED] 以外のところの管理を長野県もあわせてしていく、ということでしたので、申請段階ではそういう管理を計画されているということでした。

16番 (吉瀬 久司君)

もうひとついいですか。今回の [REDACTED] さんからの伝言というかお願いが一つありますて養蜂をこれからもやっていきたいというなかで、今回は競売でこの土地を買ったのですが、人様の迷惑にならない山の中にこういったとこを紹介してほしいこともあります。見て、ここだったらというところがあれば、ご紹介するのも一つの手だと思いますのでよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

他にご質問等ござりますか。

17番 (中嶋 隆君)

先ほど吉瀬さんが言われたようなことの懸念事項や向こうとのやりとりを文章か何かでやられてて、こうしますってかたちになってるのですか。

16番 (吉瀬 久司君)

正式な文章はないのですけど、意見書にいれさせていただいていて、その意見書を確認していただくという状況です。

17番 (中嶋 隆君)

できれば向こうとこっちとの、やりとりというかこうしますというのを示唆

- したほうが今後のためにいいような気がするのですが・・・
- 16番 (吉瀬 久司君)
今回競売で落ちたら、改めてそこでしっかりとしたものを考えたほうがいいかなと思います。
- 17番 (中嶋 隆君)
何か文章に残っていたほうが、ちょっと安心するような気がするのですけど。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
この件については言われたように競売がすんでからこのようなことを考えていってください。
- 主査 (出口 大悟君)
あとは地元のご意向もあると思いますので、地元のほうでそういうものが必要であって [REDACTED]さんのほうでもそのような対応をされるということでしたら、結んでおいたほうがいいかなと思います。ただ、転用の中でそういうものは必須ではないので、あとは地元との話し合いのなかで [REDACTED]さんがどこまで対応されるかなと思います。
- 16番 (吉瀬 久司君)
そこらへんのところは注意深く進めてまいりますのでよろしくお願ひします。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
他にご質問ありますか。
- 10番 (春日 知也君)
確認ですけど、西側の [REDACTED]さんの土地も競売にでているとのことですが、住宅の土地は競売にでていて、今回の農地は農地で別途競売にでていてそれが対象です・・・と、そういう理解でよろしいですか。
- 主査 (出口 大悟君)
その住宅部分も含めてセットで、今回の農地と住宅部分と合わせて競売にだされております。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
他にありますでしょうか。
議案第19号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第19号 農地法第5条の規定による競売農地の買受け適格証明願いについて、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
- ここで議案第20号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第2項の議事参与の制限規定により15番倉田益式委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔15番 倉田益式君 退場〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第20号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (小林 かおる君)

それでは議案書15ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）をご説明し、ご提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和4年4月28日でございます。

期間終期別の細目につきましてはご覧いただきまして、田んぼが7,415m²でございます。

貸し手が4、借り手が4です。

(2)番・(3)番の表につきましてはお目通しいただき、16ページ17ページに個別の詳細が載っておりますのでご確認をお願いします。

以上、ご審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

16ページ・17ページを見ていただけますか。

〔各自黙読〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第20号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第20号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔15番 倉田益式君 入場・復席〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第21号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (小林 かおる君)

それでは議案書 18 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）をご説明し、ご提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表をご覧ください。

公告年月日でございますが、令和 4 年 4 月 30 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が田、9, 703 m²、10 年が田、9, 170 m²、畑、2, 650 m²、合計で 21, 523 m²でございます。

貸し手が 11、借り手が農業開発公社のため 1 となります。

19 ページから 20 ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。

11 名の土地所有者が、長野県農業開発公社に合計で 19 筆を貸し付けるということになっております。

権利の種類につきましては、それぞれご覧ください。

21 ページから 23 ページまでは、利用配分計画の明細となっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある扱い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

24 ページは、貸借の一覧表ですので、ご確認をお願いします。

以上についてご審議をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

では 21 号の審議に入っていきたいと思います。数が多いので時間をとりますので、ご確認お願いします。

〔各自黙読〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 21 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 21 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案題 22 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を議題といたし

ます。提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書 25 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、事前に農地あっせん審査会を開催しておりますので御報告いたします。

それでは、農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和 4 年 4 月 28 日付で、田んぼが 1 万 2690 m²、合計も 1 万 269 m²でございます。

売手が 1、買手が 1 でございます。

26 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

まず 1 番でございますが、長野県農業開発公社から [REDACTED] の [REDACTED] さんが買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、それぞれ令和 4 年 5 月 16 日ということで、対価につきましては 608 万 4,000 円でございます。

取得後の利用目的につきましては田の予定でございます。

売買対象地につきましては 27 ページの議案第 22 号一で表示した場所になりますが、27 ページの左につきましては [REDACTED] の北、右側につきましては [REDACTED] の南東になります。

以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 22 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 22 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に報告事項 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用通知について事務局より説明願います。

主査 (出口 大悟君)

では 28 ページを御覧ください。

今回は農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届け出がありましたので御報告をさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 29 ページの左側をお開きください。

報告事項ー1 で表示した場所になります。

中割区の春日、[REDACTED] の西 1 筆 101 m² になります。

28 ページにお戻りください。

届け出目的でございますが、農業用倉庫。

内容でございますが、トラクター・管理機等の農業機械や、農業用資材の一切を収容するため、当地に農業用倉庫を設置したい、というものでございます。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 29 ページの右側をお開きください。

報告事項ー2 で表示した場所になります。

東伊那区の火山、[REDACTED] の南 1 筆 173. 97 m² になります。

28 ページにお戻りください。

届け出目的でございますが、農業用倉庫。

内容でございますが、農機具の格納及び作業所、農作物の保管場所として当地に農業用倉庫を設置したいというものでございます。

以上 2 件について御報告をさせていただきます

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは御報告事項について、説明のとおりご承知おきください。

次に報告事項 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による届出について事務局より説明願います。

主査 (出口 大悟君)

続きまして 30 ページになりますが、農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による届け出がありましたので報告をさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所は 31 ページの左側を御覧ください。

報告事項ー1 で表示した場所になります。

中沢区の上割、1 筆 1, 051 m² のうち 20 m² になります。

30 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、携帯電話基地局が 1 棟。

理由でございますが、申請人は、[REDACTED] 携帯電話の電波環境の改善を図るために、既存の携帯基地局を拡張したいというものでございます。

図面の内斜線部分が既存の基地局、色塗り部分が今回の届出地となります。
続いて 2 件目でございますが、場所は 31 ページの右側を御覧ください。
報告事項-2 で表示した場所になります。
中沢区の大曾倉、1 筆 595 m² のうち 2.25 m² になります。
30 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、携帯電話基地局が 1 棟。
理由でございますが、申請人は、携帯電話サービスの使用可能エリア拡大の
ため、新たに携帯電話無線基地局を設置したいというものでございます。
以上、2 件について御報告をいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは御報告事項について、説明のとおりご承知おきください。

会長 (氣賀澤 道雄君)

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 4 年第 4 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会 午後 3 時 59 分